平成３０年１１月１５日

供給区域の変更の許可について

関東経済産業局長から、桐生瓦斯株式会社（法人番号 3070001015806）による供給区域の変更の許可申請に関する、ガス事業法第１７７条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成１２・０９・２８資第８号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準Ⅰ．第１（８）で準用するⅠ．第１（６）③に適合していると認められましたので、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

（別　紙）

官　　印　　省　　略
２０１８１１０８ 関 東 第 ８ 号
平 成 ３ ０ 年 １ １ 月 １ ５ 日

関東経済産業局長　殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給区域の変更の許可について（回答）

平成３０年１１月６日付け 20181031 関東第 31 号により貴職から当委員会に意見を求められた供給区域の変更の許可の申請について、ガスの適切な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該供給区域の変更の許可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成１２・０９・２８資第８号。その後の改正を含みます。）Ⅰ．第１（８）で準用するⅠ．第１（６）③に適合していると認められました。